

「新潟駅南口広場再編検討委員会」開催要綱

(目的)

第1条 新潟駅南口広場及び周辺施設の再編にあたり、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟駅南口広場再編検討委員会（以下「検討会」という。）を開催する。

- (1) 現状の施設課題解決に関すること
- (2) 周辺環境の変化に合わせた施設再編および最適化に関すること
- (3) そのほか、検討会が必要と認めること

(委員構成)

第2条 検討会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び委員長代理)

第5条 検討会には委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討会の進行を行う。

3 委員長代理は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、運営事務局が招集する。

2 検討会は、検討会運営事務局が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 検討会の会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 運営事務局は、都市政策部新潟駅周辺整備事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会運営事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。